

令和3年度

第3回札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：2022年3月9日（木）10時開会  
場 所：北海道経済センター8階（オンライン）

## 1. 開 会

○事務局（島谷子ども企画課長） ただいまより令和3年度第3回札幌市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご参加いただき誠にありがとうございます。私は、当会議の事務局を担当しております、札幌市子ども未来局子ども企画課長の島谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では最初に、事務局からご報告させていただきます。

最初に、この会議の公開についてであります。

この会議は、札幌市情報公開条例第21条に基づきまして、公開で実施することとしており、既にYouTubeでライブ配信しておりますので、皆様にお知らせいたします。

続きまして、委員の出席状況です。

本日、土肥委員、遠山委員、あと星野委員より、事前に欠席の旨のご連絡をいただきました。さらにまだ、稲生委員が出席いただいていない状況です。ですので、現状25名の参加となっておりますことから、過半数を上回っております、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、この後、ご都合により途中退席される場合は、チャットやご発言によりお知らせ願います。

続きまして、資料の確認に移らせていただきます。

事前に事務局の方から資料をお送りさせていただいているかと思いますが、資料1から資料8、全部で14種類になりますが、皆さんお手元にありますでしょうか。

また、資料と一緒に、カラーのA4横判の「会議参加時の注意事項」というものをお送りしているかと思いますが、ご質問やご意見などがある際は、Zoomのリアクションボタンから「手を挙げる」を選択していただきましたら、事務局が指名させていただきますので、ミュートを外してご発言をお願いいたします。

事務局からの報告は以上でございますが、何か不都合などありましたらお知らせいただければと思います。大丈夫でしょうか。

それでは、事務局からの報告は以上です。

ここからは、正岡会長に議事の進行をお願いいたします。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○正岡会長 ありがとうございます。会長をしております、札幌医科大学の正岡と申します。皆様、音声の方は大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。スムーズな議事進行に尽力したいと思いますので、皆様、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○正岡会長 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議事の1、「札幌市子ども・子育て支援事業計画のうち教育・保育部分の見直しについて」をご審議いただきます。

資料について、事務局よりご説明をよろしく願いいたします。

○事務局（草野保育推進課長） 札幌市子ども未来局保育推進課長の草野と申します。皆様おはようございます。声は届いているようで安心しました。

それでは、資料1に基づいてご説明をしてみたいと思います。

資料の左上、1番の項目、「子ども子育て支援事業計画について」をまずご覧ください。

こちらの計画につきましては、子ども・子育て支援法に基づきまして、5年を1期として、教育・保育等の提供体制の確保などについて計画を定めることと規定されています。それに基づき作成された計画でございます。

札幌市では、令和2年度から6年度の5か年を計画期間とする「第4次さっぽろ子ども未来プラン」、こちらの第5章の中で、事業計画として位置づけているものでございます。

こちらの事業計画は、就学前児童がいる世帯の保育施設を利用したいという保育ニーズ量を推計して、ニーズ量に対応できるだけの供給量、いわゆる保育の受け皿を計画期間内に確保するというを示す計画でございまして、札幌市では、この計画に基づき、保育所などの整備を進めてきているところでございます。

この計画につきましては、国の基本方針として、必要に応じて中間年に見直しを実施することとされております。来年度の令和4年度が、その現行計画の中間年に当たることから、この見直しを行うかどうか等について検討したいと考えてございます。

現行計画の策定に当たりましては、平成30年、2018年に、就学前児童がいる1万5,000世帯に対して保育ニーズ調査というアンケート調査を行いました。その調査結果を基に事業計画を策定しておりますが、今回改めて中間年を迎えるに当たって、昨年12月から1月4日にかけて改めてニーズ調査を行ったところでございます。調査内容、調査期間などについては、そちらの1の(1)(2)(3)でお示ししているとおりでございますが、現在、この調査結果について、数字等を含めて精査をしているところでございます。

札幌市としては、この調査結果を基に、令和4年度において事業計画の中間見直しについて検討を進めたいと考えていることから、こちらの子ども・子育て会議において、進め方についてお諮りをしたくご説明させていただくものでございます。

次に、右上、2番の保育ニーズ量についてをご覧ください。保育ニーズ量の推計方法について、簡単にご説明をいたします。

推計方法については、就学前児童数に利用意向率、つまり保育ニーズ調査で保育所などを利用したいという回答があった率を乗じて推計することとしております。推計方法については、国が算出のための手引を示しており、札幌市としては、この国の手引に沿って推

計を行っているところでございます。

現行計画についても、国の手引に沿って令和元年度に推計を行っておりますが、今回行ったニーズ調査結果などにおいて、前回調査からどの程度ニーズ量が増減したのかを確認したいと思っております。現在精査しているところではございますが、そちらの2の(2)に示す表において、現状で確認できている推計の大まかな傾向などをお示ししてまいります。

(2)の表について、いずれも計画終了時点である令和7年度時点のものでございますけれども、まず就学前児童数、ご覧いただきますと、令和3年4月時点の就学前児童数の実績ベースで算出したところ、これは一旦仮の試算にはなりますが、前回推計値よりも今回推計値の方が、就学前児童数で比較すると2,000人以上減少するということが見込まれてございます。一方で、利用意向率については、こちらは、現行計画における利用意向率と比較して増加する傾向になりそうだという報告を受けております。

次に、資料左下、3の中間見直しに向けて考慮すべき事項をご覧ください。

保育ニーズ量の精査により今後必要となる供給量、保育の受け皿の確保量を検討していくこととなりますが、昨今の保育施設への入所状況などについても考慮するポイントとして捉える必要があると考えてございます。

(1)の就学前児童数につきましては、先ほども少し触れましたけれども、今回の推計値は前回の推計値よりも、令和7年4月時点の数字で約2,000人程度減少しており、これを、そちらの表にありますとおり、令和2年4月の就学前児童数と比較すると、8.2万人から7.1万人と1万人以上減少するという推計になってございます。

また、(2)の毎年4月における新規入所申請者数についても、3年前と比較すると1,000人ほど申込者数が減少しているほか、各施設の利用定員に対し、どれほど児童が入所しているのかという割合を示す(3)の定員充足率についても、3年前と比較すると減少傾向にございます。

これらを踏まえて、その横の右側にある囲みの中を見ていただきたいのですが、まず、保育ニーズ量について、利用意向率が上昇傾向にあることは間違いないと考えられるところではありますが、今後も一定程度のニーズが発生することが見込まれます。具体的なニーズ量は、今、あくまで令和3年の4月時点の就学前児童数を基に仮の数値で算出しておりますが、正確には令和4年4月時点の就学前児童数、こちらの数字が固まるのは例年4月下旬になりますけれども、そちらの数字が確定しましてから、改めて正確に推計をするという形になります。

そして、その下の供給確保の方策についてでございますが、保育ニーズ量の再推計の結果により、どの程度の供給量確保が必要なのかというのをこれから考えていくこととなります。仮に、今後も一定の供給量の確保が必要だという形になった場合においても、先ほどお話ししました現状の保育所等の入所状況を踏まえて、単純に新設していくというものではなくて、様々な方策について検討する必要があると考えてございます。

最後に右下、4、今後の対応方針についてです。

まず、現行計画の中間見直しについて、令和4年4月時点における就学前児童数や総利用申込者数、定員充足率などを勘案した上で、保育ニーズ量を再推計し、必要な供給確保の方策について見直しを実施することとしたいと考えてございます。

今後の検討についてでございますが、そちらの(2)に記載のとおり、具体的な審議につきましては、教育・保育施設の利用定員の設定や認可等の審議を専門的に行う認可・確認部会でご審議させていただき、そちらでのご審議内容や札幌市での議論などを踏まえて見直し案を策定し、次回の令和4年秋頃に開催を予定している子ども・子育て会議の中でご報告させていただくという形で進めたいと考えてございます。

部会で審議をさせていただきたいと申し上げる理由としましては、審議内容が教育・保育分野に特化しておりますが、認可・確認部会はまさにこの分野における専門部会であり、その専門性を遺憾なく発揮できると考えられること、また、令和4年度の春に少なくとも3回程度の審議、具体的に申し上げますと、5月から6月頃に恐らく保育のニーズ量が確定した上で、その結果をご説明し、それを踏まえて数回程度、保育のニーズ量に対する供給量確保の方策等についてご審議いただいて、秋の子ども・子育て会議に報告する前の8月頃、最終的な中間見直しの案を整理するといった形の流れを想定してございます。

このように、来年度の春に、短期間で、かつ機動的に専門的な検討を進める運営体制が求められることから、少人数かつ専門部会である認可・確認部会において、集中的にご審議をさせていただきたいというものでございます。

なお、現行計画につきましては、第2期の子ども・子育て支援事業計画、2回目につくった計画という形でございますが、1回目につくった計画においても、実は同じように中間の見直しというのを行っております。その際も、中間見直しに当たっては、同じように時間の制約等もございますことから、基本的には、審議は認可・確認部会に委任をいただいた上で審議を進めてきたという実績がございます。今回の中間見直しにおいても、前回と同様に部会の中でご審議をさせていただきたいと考えてございますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

説明としましては以上です。よろしく申し上げます。

○正岡会長 ご説明ありがとうございました。

ただいま事務局から、「札幌市子ども・子育て支援事業計画のうち教育・保育部分の見直しについて」のご説明がありました。現行計画の中間見直しをどのように行っていくのか、具体的な審議につきましては、来年度、認可・確認部会で行い、部会や市内部での議論を踏まえて、子ども・子育て会議の場で見直しをご確認いただく、それが令和4年度の秋頃になるというスケジュールをご説明いただきました。この点についてのご審議になります。

何かご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。ミュートを外してのご発言をよろしくお願いいたします。

○林（亜）委員 中間見直しということで、その際に（１）から（３）までの三つの指標が挙げられているのですけれども、（３）の定員充足率の目標値というのですかね、適正な定員充足率はどこを目指されているのかなということをお聞きしたいなと思っております。１００％というのは、本当に保育の需給が逼迫した状況だと思うのですね。それをどのぐらいが適正で目指されているのかということをお聞きいたします。

○事務局（草野保育推進課長） ありがとうございます。

今、こちら資料の（３）の充足率について、目標値があるのですかというご質問だと承りました。回答としましては、現時点でこちらの充足率の目標値というのは今定めてございません。と申しますのも、今、林委員がおっしゃったとおり、１００％という形で充足率がなっておりますと、恐らく保育所を運営する側としては望ましい状況、経営的には大変よい状況だという形にはなるのですが、一方で、林委員がおっしゃったように、利用者たる市民の立場からすると、なかなか利用はしづらいという状況になってございます。こちらは、数値が低下すると事業者側の経営環境がなかなか難しくなってくること、一方で、市民としては利用しやすくなっていくという形の相関関係にあるものですから、なかなか目標値として、このパーセンテージを基に求めるということが難しいというのが現状でございます。

回答としましては、一旦、以上でございます。

○正岡会長 林委員、いかがでしょうか。今の回答について追加のご意見とかありますか。

○林（亜）委員 ありがとうございます。ご説明いただいたとおり、事業者の事業のしやすさと、それから利用者の利用のしやすさが、まさにバランスを取らなければならないところだと思うのですね。そのバランスは、やっぱり市が責任を持って取っていただくということが求められているのではないかなというふうに思います。どこまで市民の利便性を、市民の利便性イコール、やっぱり子どもの通いやすさ、それから子どもに負担をかけない、子どもを豊かに育てるために必要な考え方だと思いますので、そこら辺はご考慮いただければなというふうには思っています。

○正岡会長 ありがとうございます。

追加で手を挙げられている方がいらっしゃるようなのですが。

○金委員 札幌大学女子短期大学の金です。

先ほど説明で、１点、ちょっと気になったところがあったのですが、保育ニーズ量というものを把握はしたのですが、これはあくまで札幌市全体の平均的なニーズの把握であって、そうすると、恐らく区別によって、その平均のばらつきがかなりあるかなと思うのですが、それについては把握しているのかということがちょっと気になったところです。例えば、中央区とか、あるいは南区とか、その地域ごとによって保育のニーズは若干違うだろうと思っっているのですが、それについて、多分、その認定の強化の量とも違うだろうと思っっているのですが、それについて把握しているかどうか確認したい

と思っています。

以上です。

○事務局（草野保育推進課長） ありがとうございます。

今のご質問は、ニーズの把握について、行政区単位以上の形で何か細かく把握しているのかというご指摘だったと思います。現状としましては、まず、金先生おっしゃられたとおり、行政区単位でのニーズ量というのをまず前提に置いてございます。その上で、例えば現状を申し上げますと、理論値であるニーズ量に対して供給量が足りていないと言われているのは、市内10区のうち、中央区、西区、清田区、手稲区、以上の4区になってございます。

札幌市としましては、これまではそちらの行政区を対象に小学校区単位で、そちらの小学校区の中で供給量とニーズ量を比較し、足りないところを中心に保育所等の整備を行ってきたという形で行ってまいりました。ただ、昨今、今こちらの資料の3番、（1）（2）（3）などで示したように、なかなか数値的には、今までととにかく足りないという状況から、徐々にバランスが取れつつある状況に今移行しつつあると思いますので、そういった意味では、より丁寧な形で、小学校区単位だけではなくて、もう少しきめ細かく見た方がいいという形のご意見を、実は認可・確認部会等ではいただいているところです。これらの意見を踏まえて、来年度検討するに当たっては、部会の委員の意見も踏まえて、いろいろとより丁寧に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○金委員 ありがとうございます。

○正岡会長 よろしいでしょうか。

○金委員 はい。

○正岡会長 では、もう一方いらっしゃったと思います。齋藤委員ですね。

○齋藤委員 齋藤です。お願いします。

定員充足率などにつながってくる問題だと思うのですが、（1）の就学前児童数というのが、令和2年から令和3年で3,000人ほど減っていて、令和7年になるとまたぐっと下がっているのですが、これは、単純に札幌市民が減っているのか、それとも、少子化などで子どもの数がこういうふう具体的に下がっていくというのが既に分かっているのか、どちらになるのでしょうか。

○事務局（草野保育推進課長） こちらは、推計値が下がっている理由についてのご質問だったと思いますけれども、いずれも要因があると思います。人口に関しまして、これは就学前ですので、6歳未満のお子さんの数になるわけですけれども、そちらの増減要因としましては、基本的には年齢には関係ないところですが、まず自然増、出生者数の増減と、あとは社会増、いわゆる転入ですとか転出ですとか、そういったものに伴う増減というものがございます。

こちらの推計値というのは、過去の人口の推移の実績を基に推計を行っているというものでございますので、恐らく要素としては、低年齢児でございますので、社会増よりは出

生数の影響の方を強く受けているのではないかなと思いますけれども、いずれの要素も入っているという形で捉えてございます。

○正岡会長 ありがとうございます。齋藤委員、いかがでしょうか。

○齋藤委員 分かりました。このように確実に減っていく形が分かっていると、充足率から新規の施設をつくることだったりとか、大きく変わってくると思うので、分かりました。ありがとうございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問いかがでしょう。

北川委員。

○北川委員 ご説明ありがとうございます。ちょっと分からないので教えていただきたいのですが、保育のニーズ量が意向調査、保育ニーズ調査結果から出ているということなのですが、供給量も含めて考えていくときに、ここの部分に供給量を考えるときなんか、無認可施設だとか、企業主導型の位置づけというのはどのようになって札幌市全体として考えられているのかというところを教えてください。

○事務局（草野保育推進課長） ご質問としては、ニーズの供給に当たって、認可施設以外の手法についてどのように捉えているのかというご質問だったかと思います。回答としては、こちら国の手引にのっとりた形にはなるのですが、結論としましては、今、北川委員がおっしゃったように、企業主導型を含めた認可以外の保育の受け皿についても、確保量として一定程度定めてございます。具体的には、今も北川委員のおっしゃった企業主導型保育事業、こちら国で実践している事業でございまして、そちらの供給量ですとか、あとは、幼稚園においても、保育所とほぼ同じ形の預かり保育という保育サービス、提供させていただいております。そういった、いわゆる認可保育所以外の保育サービスについても供給量の中に含めて計画しているところでございます。

○北川委員 分かりました。ありがとうございます。

○正岡会長 ありがとうございます。活発な議論いただきましてありがとうございます。

今の意見交換も踏まえまして、具体的な審議につきましては、認可・確認部会で行うということで進めさせてよろしいかどうか、審議の方に参りたいと思いますが、よろしいでしょうか、この点につきまして。

（異議なし）

○正岡会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの提案どおり、認可・確認部会で行い、その審議結果につきましては、秋頃に本子ども・子育て会議の方でご確認いただくということで進めさせていただきます。皆様、ご意見いただきましてありがとうございました。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画について」を、令和4年度に計画の一部改定を行



うこととして、改定の方向性や進め方等につきましてご審議いただきたいと思ひます。

資料に基づいて、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） ただいま稲生委員が入りましたので、皆様にお知らせいたします。

すみません。以上です。

○正岡会長 ありがとうございます。

それでは、説明の方をよろしくお願ひいたします。

○事務局（江積子育て支援課長） 子ども未来局子育て支援課長の江積と申します。私から、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画について」を説明させていただきます。

本日は、この計画の改定に当たりまして、児童福祉部会内に意見聴取のための協議体がありますワーキンググループを設置することについてご審議いただきたいと存じます。

それでは、資料の2-1をご覧ください。

資料は、大きく分けまして、左側に現行計画の概要、右側に今回の改定に関する内容を記載しております

まず、左側の第4次自立促進計画の概要についてであります、（1）の計画の目的と位置づけについてであります。

この計画は、困難を抱えるひとり親家庭等への総合的な支援を推進するために策定しているものでございます。計画期間は5年間で、現在の第4次計画は平成30年度から令和4年度末までのものとなっております。

計画の位置づけといたしましては、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の規定や、国が5年ごとに定めております基本的な方針に基づき策定されております。また、札幌市のまちづくり戦略ビジョンですとか、子ども未来プランなどの様々な計画とも連動した計画となっております。

次に、（2）の施策の展開のところでございます。

基本理念に、「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長」を掲げておきまして、子育て・生活支援の充実、就業支援の充実など五つの基本目標を立てて、さらに、基本目標ごとに基本施策及び具体的な事業を展開してございます。具体的な事業につきましては、右側の事業例のところにあります、区役所での相談窓口の設置ですとか、ひとり親家庭支援センターでの就業支援、資格取得を後押しするための給付金事業などを行っております。

このほか、計画の策定には、市民アンケートによる実態調査を行いまして、課題の整理をしているところでございますが、本日は時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、お配りしている資料2-2の方で、計画全体の概要についてまとめております。こちらが現計画の計画全体の概要になってございます。

次に、右側の第4次自立促進計画の改定についてご説明させていただきます。

（1）の改定の方向性についてであります、今回の改定は、現行の第4次計画の期間

を2年間延長して、令和6年度末までとするものでございます。改定の内容といたしましては、基本理念等は現行を維持しつつも、新たな課題ですとか取り組むべき事業について整理を行っていきたくと考えておりました、令和5年度秋頃の完成をめどに進めていきたくと考えております。

各項目、まず国の施策との連動でございますが、今回の改定によりまして、令和7年度からの次期計画策定時において、国の基本方針の期間との、現在2年間ずれておるところですけれども、それを解消したいと考えておるところでございます。

また、国の施策といたしましては、令和5年度に「こども家庭庁」の創設が予定されておりますが、これらについても、今回の改定時においてしっかりと考慮したいと考えております。

次に、社会環境の変化への対応についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響、ヤングケアラーの問題など、ここ数年で明らかになってきた課題への対応に取り組んでいきたくと考えております。

三つ目の計画の位置づけについてでございますが、今回の改定においては、次のまちづくり戦略ビジョンの方向性を踏まえた検討を行ってまいりたいと考えております。

また、次期計画におきましては、さっぽろ子ども未来プランと計画開始年度を合わせ、効果的に施策の連動を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)の改定の進め方についてでございます。

改定に当たり、意見聴取を行う協議体を設置し、実態調査のための市民アンケートを行ってまいりたいと考えております。

協議体の設置についてでございますが、児童福祉部会に臨時委員を加えまして新たなワーキンググループを設置し、課題の整理などについてご意見をいただきたいと考えております。なお、臨時委員につきましては、ひとり親家庭特有の課題ですとか就業支援が計画の柱の一つとなっておりますことから、労働関係に精通されている方などを想定しているものでございます。

次に、2番目のアンケート調査についてでございますが、成果指標に関連する質問項目を基本に、生活状況や就労状況などについての設問を検討したいと考えております。

最後に、母子生活支援施設の在り方の検討についてでございますけれども、令和4年度中に児童福祉部会において、母子生活支援施設の現状や課題を整理し、今後求められる機能等について検討を行う予定でございます。この検討結果につきましても、今回の改定に反映させてまいりたいと考えております。

(3)の改定のスケジュールでございますが、令和4年度は、主にアンケート調査ですとか課題の整理についてご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。令和5年度は、まちづくり戦略ビジョンや母子生活支援施設の在り方検討の内容を踏まえながら事業の検討を行い、10月頃をめどに子ども・子育て会議に改訂版をお示しさせていただきたいと考えております。

以上で、ひとり親家庭等自立促進計画についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○正岡会長 説明ありがとうございました。

ただいま事務局から、札幌市ひとり親家庭等自立促進計画の改定につきましてご説明をいただきました。現在の計画は令和4年度までとなっておりますが、これを2年間延長して改定していくということでした。

今回、皆様に審議していただきたいのは、計画改定に当たり、児童福祉部会にワーキンググループを設置して意見聴取を行うこととしてよろしいかという点になります。ワーキングについての説明は今ございました。本件について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。リアクションボタンでの手挙げ、もしくはミュートを外してご発言いただけますと大変助かります。いかがでしょうか。

松本委員、よろしくお願いたします。

○松本委員 松本です。

まず、ご提案について異論ございません。賛成いたします。その上で幾つかの意見といいますか、要望になります。

一つは、調査をされるということですがけれども、昨年度行った子どもの生活実態調査とか、子どもの貧困関係の調査、及び、これともう一つは、北海道の方も5年に1回、ひとり親世帯の生活の調査をしているのですね。この二つの調査との連動といいますか、少し項目を合わせるとか、突き合わせて今後分析をするということを進めてはいかがでしょうかという意見です。

前の調査のときに、私、この子ども・子育て会議で発言をして、それはどうなっているかという話でした。それは、そのときの意見の交換の中では、そこは特に意識していない、ばらばらにやっているという話で、今後検討しなきゃねみたいなことが意見として出ていたと思いますので、5年前のことだったと思いますけれども、思い出しての発言であります。それが1点であります。

2点目は、ワーキングの意義について、今、就労支援等が課題であるので、労働関係に強い方というふうなご発言ありましたけれども、そのことについて、もちろんそれは大事なことだと思います。ただ、ひとり親世帯の多くは就労されている方なので、就労されているけれども、賃金の低さ、あるいは、そのほかのいろいろな生活上の困難なり課題があるということが一つのポイントですので、中に生活なり福祉の視点で見識の深い方、あるいは、先ほど申し上げたような調査との連動ということでも力を発揮していただけるような方を併せて入れるということが大事ではないかと思っております。これは2点目であります。

3点目、改定の進め方の丸の3番目に、母子生活支援施設の在り方等含むということですがけれども、これも児童福祉部会の方で大きな来年度の課題になると思うのですけれども、ここもぜひきちっと、今後どういうふうにしていくのかということを入れていくべき

だというのは、これについても大変大事なことでと考えております。

以上、3点意見を述べました。

○正岡会長 ありがとうございます。

今の3点について、事務局から何かご意見とかご回答、質問ではないのですが、何かございますでしょうか。

○事務局（江積子育て支援課長） 子育て支援課長の江積でございます。

今、松本先生からいただきました3点、アンケート調査の他のアンケートとの連動ですとか、臨時委員、就労支援以外にもひとり親家庭特有の課題に対応できる委員の選定ですとか、母子生活支援施設の検討を今回の改定に踏まえる、この3点について、しっかりと来年度以降の議論の中で対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

松本委員、大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

ほかの方、何かご意見ありましたら、挙手の方よろしくお願ひします。

○豊田委員 豊田です。

先日、国の方で、ひとり親家庭支援のために家事支援ということが出ていたと思うのです。それで、それを団体だとかに委託するとかという話が出ていたと思うのですが、札幌市としては、今も多分、ひとり親家庭については家事支援を行っているところはあると思うのですが、今後どのようにしていくのか、この計画の中にも入ってくるのかなと思うので、今後のことをちょっと教えていただきたいと思います。

○正岡会長 今の点につきまして、事務局の方からご回答お願いいたします。家事支援についてですね。

○事務局（江積子育て支援課長） 子育て支援課長の江積でございます。

国の方から、委員ご指摘のとおり、家事支援の事業を今後展開していくという方針は示されているところでございます。ただ、具体的にどういった形で進めていくというのは、国の方でもまだ決まっておらずで、これから提案されてくるものと思いますので、その検討の状況を踏まえまして、札幌市としても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○正岡会長 豊田委員、よろしいでしょうか。

○豊田委員 ありがとうございます。

○正岡会長 ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 アンケートのことでちょっとお伺いしたいのですが、こちらは、母子父子家庭の保護者の方を中心にアンケートを取っているのか、それとも、お子さんの方にも同時に取っているのか、すみません、内容を把握していないのは申し訳ないのですが、どのような形で取られているのでしょうか。

○事務局（江積子育て支援課長） これまでのアンケートでは、保護者の方を対象にアンケートを取っておりました。

以上です。

○齋藤委員 保護者の方だけとなると、昨今問題となっているヤングケアラーの問題ですか、お子さんがどのように思っているかということが問題に上がらないのではないかと、いうふうにはちょっと懸念していて、今後もし子どもにも同じように、アンケートという形は難しいとしても、面談などを開けるような機会があれば、これからのとても役立てるのではないかなと思っております。ありがとうございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃらなければ、進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうかね。

それでは、今回の審議事項ですね、児童福祉部会にワーキンググループを設置して、今回の会議でいただいた意見を踏まえて進めていくということで、事務局からのご提案どおりということによろしいでしょうか。

（異議なし）

○正岡会長 皆様うなずいていらっしゃるので、異議なしというふうに捉えました。ありがとうございます。

### 3. 報 告

○正岡会長 それでは、議事を進めさせていただきます。

次は、報告事項に入っていきます。

まず、「評価ワーキンググループによる評価報告書の手交について」を、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） 事務局、子ども企画課長の島谷でございます。私の方から、報告の一つ目、評価ワーキンググループによる評価報告書の手交につきましてご説明させていただきます。

資料は、資料3-1と資料3-2、こちら令和元年6月死亡事例に係る検証の提言に対する札幌市の取組の評価報告書、こちらについて、まず事務局の方から概要を説明させていただきます。その後、評価報告書を取りまとめていただきました児童福祉部会の松本部部长から、実際に評価を行った経過などにつきましてご発言いただければと思います。松本部部长、後ほど、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、最初に資料3-2、A4の冊子状になった資料をご覧いただければと思います。

こちらが児童福祉部会でまとめていただきました評価報告書のものになります。こちらを、去る2月17日の木曜日、松本部部长から秋元札幌市長へ手交していただいた評価報告書になります。簡単に構成をご説明させていただければと思います。

最初に2ページから、評価の枠組みが2ページから4ページについて記載させていただいております。さらに、5ページから評価結果ということで、令和2年3月に児童福祉部会から手交いただきました令和元年6月死亡事例に係る検証報告書における七つの提言ごとに、札幌市の取組内容とその自己評価を記載させていただいております。こちらが5ページから34ページまでと続いていきます。すみません。飛んでいただきまして、35ページをご覧ください。35ページから評価結果（児童福祉部会の外部評価）をこちらの方に記載させていただいております。こちらが35ページから38ページ。そして最後に、39ページから今後の取組に対する意見ということで、39ページ以降記載させていただいております。

では、資料3-1の概要版をご覧くださいと思います。A3の資料、3-1の概要版の資料になります。よろしいでしょうか。

一つ目、評価の枠組みについてであります。

まず最初に、評価の目的を記載させていただいております。一つ目といたしましては、現在、札幌市が実施している児童虐待防止の取組について自己評価した上で、専門員から外部評価を受け、さらなる取組を図ること。二つ目といたしましては、職員自らが業務の振り返りを行うことで、令和元年6月の死亡事案の風化を防ぎ、二度と同じような事案を発生させないという意識を継続させることとございます。

次に、評価の方法とございます。児童福祉部会に評価ワーキンググループを設置いただき、札幌市から提出した資料を基に、現状の取組の確認、関係部局からの聞き取りを行い、評価していただきました。

評価ワーキンググループの委員とその開催状況についてとございます。委員といたしましては、児童福祉部会の松本部長、藤原委員、高橋委員の3名に加えて、臨時委員として3名の方に加わっていただいております。開催状況につきましては、右に記載してありますとおり、計7回の評価ワーキンググループを開催し、報告書を取りまとめたところでございます。

次に中段、2番、外部評価結果についてとございます。

こちら、まず、記載のとおり、札幌市が評価報告書の提言を受けて、様々な業務改善を行い、自己評価をし、取組内容と自己評価について外部評価を受けるという一連の取組を行ったことは、全国的に見ても先駆的であるとして高く評価いただいております。

その一方で、札幌市全体としての目指すべき全体像を明らかにした上で、組織横断的に評価を行うこと、これが一つ目です。二つ目といたしましては、児童虐待防止に係る職員の育成体系を作成し、専門性の高い人材を育成すること、こちらが二つ目。三つ目といたしましては、外部の専門家を含め、継続的に点検・評価を行い、取組の方向性を確認することが必要と評価をいただいているところでございます。

その下、3番には、今後の取組に対する児童福祉部会の意見を記載させていただいております。大きく四つに分けてあります。

1点目といたしましては、区を基盤とした連携体制の強化についてであります。こちらは、子ども家庭総合支援拠点を整備し、家庭児童相談室の機能面を強化することですとか、生活支援担当者に対し、児童虐待に関する具体的な研修、踏み込んだ研修を実施する必要などの意見が述べられております。

2点目といたしましては、母子保健体制のあり方についてであります。こちらでは、保健師の精神保健的アプローチですとか、妊娠葛藤がある女性への対応技術の向上、あと人工妊娠中絶などの妊娠が継続しなかった場合における相談援助の必要性などについて指摘されております。

そして3点目、専門職養成のあり方、専門職集団の養成についてであります。こちらでは、外部の複数の専門家を含む常設委員会を設置の上、児童虐待防止に関する職務に従事する職員の育成体系（育成ビジョン）を作成し、高い専門性を持った職員を育成するべきであるとされており、育成体系（育成ビジョン）に基づいた研修体制の整備や、職員個人の年間育成計画の策定も必要であるなどとの意見をいただいております。

最後に4点目です。関連分野の強化についてであります。こちらでは、思春期・若年期の女性を対象とした継続的な支援、高等学校、特に養護教諭やスクールソーシャルワーカーとの連携体制の強化ですとか、あと保育施設との情報連携の改善、あと警察との連携、役割分担などの意見を掲載してあります。

評価報告書の概要につきまして、一旦、事務局からの説明は以上であります。

○正岡会長 ありがとうございます。児童福祉部会の委員会の会議を基に、53ページですか、全部で。評価報告書の概要について説明いただきました。

次に、先ほどもご説明ありましたけれども、児童福祉部会の松本部会長より、今回の評価ワーキンググループについて少しご説明いただけたらと思います。

松本先生、よろしくお願いいたします。

○松本委員 児童福祉部会の松本でございます。部会長を仰せつかっている関係上、今回の評価ワーキングの取りまとめについて当たらせていただきました。

内容については、今、事務局からご説明があったとおりでございますので、特にそのことについて付け加えることはございません。こういうような議論の経過のといいますか、どういう議論の中でこういう話になったかということについて幾つかご紹介を申し上げたいと思います。

一つは、これの出発点は、2年前の検証ワーキングでの報告でございますけれども、その中に、これまでの取組も含めてきちっと外部評価を受けるということは提言の一つとしてありました。そのことを受けて札幌市では、2年前の検証報告書の提言されたことについて取組を始めるということで、その取組について取りまとめて評価ワーキングをするという経過でございます。

死亡事案の検証が行われた後の報告書の取扱いについて、こういう形で進めていって、改善をして、改善の方向を外部の人も入れて検証、議論するという取組自体が、恐らく全

国で初めてだと思うのですね。報告書というのは、アライバづくりの報告書に使われるほどむなしなものはないので、やはりそれをきちっと行政の中に生かしていくという心がないと、特にこういう死亡事案の報告書なんていうのは本当にむなしと感じておりますので、その点、札幌市の方は、誠実にそこを対応されて、今後の市政に生かすという姿勢を示されたという点で高く評価されるものだと、これは冒頭、ワーキングの一番最初の議論のところで、ワーキングの委員全員が一致したところであります。

この点についての全国的な受け止めといいますか、札幌の事案は全国でも注目されているので、その後、札幌市どうしていくつもりだろうと、そのことについて、やはり注目をされておりますし、また、こういう事案があったときに、その後どういうふうに報告書の内容について取り扱っていくべきかと、それはオープンな形で取り扱っていくべきかということの一つのモデルケースになるだろうと考えております。これが1点であります。内容については、今、事務局からご説明があったとおりですけれども、その点の確認からまず入りました。

もう一つは、そのプロセスの中で、札幌市がそれぞれの関係部局のそれぞれの部署において、かなり詳細な現状のチェックとそれぞれの部署での評価、あるいは改善の取組をされております。それをそれぞれの部署から集められて、かなり大部の現状の整理ということをされております。これは大変貴重な資料だろうと考えています。ですので、報告書の前段、札幌市からの評価とあって、各部署のいろいろな評価、市の取りまとめが掲載されていますけれども、これについては、札幌市が市としてどういうふうに整理をしていくかということも大変大事な取組だし、貴重な資料にもなるので、これをきちっと前段に載せようということが二つ目です。ですので、こういう構成になっております。最初は札幌市からの評価、次に評価ワーキングからの評価と意見という形であります。

三つ目は、評価のタイミングが、札幌市は取組を始めてまだ半年とか1年ぐらいのことですので、それぞれの細かいところについて達成度を評価するということは難しかりょうと。したがって、大枠のところでは方向なり全体の取組の枠組みのことについてきちっと評価をするということと、その後、個別のことについては、むしろ評価というよりはワーキンググループでの意見という形で取りまとめようというふうな形になっておりますので。ですので、大枠のところでの評価と意見という書き分けをしてございます。これが3点目です。ですので、それとの関係で、今後、継続をして取り組むというようなことと、それは外部の人間を入れてきちっと評価、議論をしていくというようなことが大事だろうねということはそこから出てまいります。ですので、結論が出たというよりは、こういう取組について大事です、進めていきたいと思いますということになっているということです。

次でありますけれども、評価の取組のところで、最初、こういうことをすること自体はとても高い評価を与えるべきであると、高く評価されているということでもありますけれども、一方で、現在の取組なり全体の札幌市の取組が、各部署でそれぞれの部署の改善ということについて随分熱心に取り組まれているという印象はあったのですけれども、全体の



ゴールはどこかと、全体としてどこを目指すべきかということが札幌市からの資料の中では見えにくかったということがありますので、全体のゴールをきちっと示すということと、もう一つは、これまでの死亡事案の検証でも、職員の専門性等の話がされるわけですね。それは個別の研修を充実させるということと、人員の配置ということを厚くするということが主な手立てでありましたけれども、やはり当たる職員がどういう力量を身につけていかなければいけないのかと。そのためにどういう研修なり人事の配置、あるいは人事のローテーションも含めて、全体の育成のビジョンのようなものがよく分からないと。それがないと、ただ単に研修を充実させるというだけでは済まないということが全体の一致した認識でございましたので、むしろ持つべき専門性というものをきちっと明確にして、それを身につけるための研修と、職場での現任訓練と人事のローテーションと人事改革ということセットにしてくださいというのが提言の大きな柱であります。それに伴って、幾つかのそれに関わる細かい意見というものを述べているというのが大きな構成であります。

このことは、現場の子ども家族支援のフロントラインの業務改善というところにとどまらず、市全体の市政の在り方と関わってくることでありますので、これは受け取った札幌市の方にしても大変大きな検討事項になるだろうと考えておりますし、一朝一夕でできるものではないという認識でありますけれども、長く時間がかかるからこそ早く検討して、じっくりやっていくということが求められるのだろうと考えております。

最後に、二、三のことを申し上げます。一つは、前回の検証報告、これまでの検証報告全部そうですけれども、今回の評価ワーキングについて、担当された、あるいは関連する札幌市の職員の方それぞれ、大変誠実に職務に当たられたということを申し上げておきたいということが1点であります。

2点目は、評価ワーキングの構成でありますけれども、前回の検証ワーキングから、札幌市の外の方にもワーキングの委員に入らせていただいております。最初の3回は札幌市の中だけでワーキングの委員を構成しておりましたけれども、外の方に入らせていただくということ自体は、議論が活性化したり、やっぱり外のいろいろな全国的な情報を取り入れていくということでも大変意義のあることだろうと思っております。どうしても自治体のこういう委員というのは、自治体の中だけで委員を選ぶということがあるかもしれませんが、あえて外の方に入らせていただくということに意味はあるなということ、前回の検証、あるいは今回の評価ワーキングのところでも痛感をいたしました。

最後でありますけれども、札幌市長にお渡しをした席で幾つかの意見交換をいたしました。そのときに市長は、最終的にはいろいろな取組の中で、いろいろな支援が必要な立場の人にどう支援が届けられるかということが大事だろうと。そのことについて改めて進めていくと。そのことをこの場でお約束させていただくという大変強い言葉でおっしゃっていただきました。私自身も意見交換をしていて、市長のお立場の方が約束をするという言葉が使われること自体、大変前向きな意味での驚きを持って受け止めたわけでございます

けれども、やはり札幌市全体として、きちっと仕組みを整えていこうという途上にあるということは、トップも含めて意識されているという現状だと思いますので、ここに、子ども・子育て会議、あるいは関心を持つ市民の方々も含めて、それこそ官と民間の、我々のような外側にいる人間も含めて、関心を持ち続けていくということが大事なのだと改めて感じました。

以上でございます。

○正岡会長 松本先生、ありがとうございました。

今回の報告書は結論ではなくて、今後継続していくということが記載されているということでご説明いただきました。今後、継続して、PDCAサイクルをしっかりと回していくということが大事なのかと思います。

皆様の中から何かご意見とか感想等、何かございましたらお願いいたします。特にございませんか。

私から、1点、人材育成のところが非常に大事でポイントが挙げられていますが、私、札幌医大で、看護師だけではなくて助産師、保健師の育成をしております。これから未来の人たちですね、子育てをされていく未来の人たちに、今回の報告書とかを活用させていただいて、授業に取り入れさせていただいています。その意識をしっかりと学生のうちから持って社会に出ていってほしいなというふうに思っております。非常に貴重な資料をたくさん上げていただきましたので、自分の置かれた立場で、できることを自分事としてやっていくことが大事なのだなというふうに思っております。

北川委員が手を挙げておりました。では、北川委員からよろしくお願ひします。

○北川委員 ありがとうございます。私も児童福祉部会にいまして、1回、この報告を受けたのですがけれども、全体として札幌市の取組を評価するということなのですが、今やはり松本先生がおっしゃったように、実際フロントラインで頑張っているのが、子どもたちを支えているのは民間の保育園だとか、先ほどの養育支援をやっているワーカーズの皆さんとか学童保育とか、そういう人たちとやっぱりフラットな意味で連携を取っていく。市内部ももちろんですけれども、民間とどんなふうにお互いリスペクトして連携を取っていくということがやっぱり求められると思います。

実際に里親さんなんかの話を聞くと、五、六年前に子どもがいなくなって、児童相談所に助けを求めたら、きちんと見ていないと怒られた時代があったと。だから、里親さんは、まずいことを言っちゃいけないというふうに思ってしまったけれども、最近同じようなことがあって、児相に助けを求めたら、本当に大変でしたねと言って駆けつけてくれたと。そこはやっぱり専門性だと思うのですよね。チームで子どもを育てているという専門性がしっかり分かった職員さんが里親さんに対してそのような関わりをしてくれたということで、里親の中では、いい方向に私たちのことを応援してくれているよねというふうに話し合いの中ではなりました。そんなふうはこの支援を受ける側に立った観点というのが、実際困った時に市民が、市役所や区役所で気さくに相談して、そして、受け止められると

ということが具体的には非常に大事なところであると思って、この報告書を本当に大切にしていけないといけないし、私たち民間の立場でも、本当に大事なことであるという自分事として捉えていきたいなと思いました。

以上です。

○正岡会長 ありがとうございます。委員の立場からと民間の立場からのご意見いただきました。

ちょっと時間が押しているのですが、お二人の方。では、すみません、時間があれですので、手短になります、どなたでしょうか。伊藤委員ですね。伊藤委員お願いいたします。

○伊藤委員 お聞きする点が二つありまして、私自身の経験からのお話にもなるのですが、まず一つ、私の経験として、私、妊婦のときに、里帰り出産になりましたので、札幌の方で出産をしまして、妊娠悪阻でとても体調が悪くて、ほとんど外出もできない状態だったのですが、外出もできないし、病院の検診しか行けなかったので、相談するとか、やっぱり不安だったり、いろいろな葛藤、確かにあるのですが、そういう相談窓口があるというふうに全然分からなくて、情報も入ってくることもなかったので、里帰りして札幌に滞在している方にはどのような支援がされているのか。もう10年ほど前になりますので、大分変わってはいるかと思うのですが、そこがちょうど支援の対象にならないような状況になってはいないのかなという、そういう印象が一つありまして。

あともう一つお聞きしたかったのは、報告書の方の39ページにあります(1)のところなのですが、「本件死亡事案は、母子保健部門において、ハイリスク妊婦として継続支援の対象としていたものの」ということだったのですが、また、家庭児童相談室に情報提供がなされていなかった案件だったということなのですが、ハイリスク妊婦というのは、定義というか、何ををもってハイリスク、虐待に関することだけなのか、どういった点でハイリスクというふうに判断されていたのかというところ。

もう1点、5ページの評価結果のところ、提言を受けての主な取組内容のところ、「ミドルリスク妊婦への支援」という言葉もありますが、何ををもってミドルリスクの妊婦というふうに定義されているのか、どのように決まっているのか、お聞きできればと思います。よろしくお願いいたします。

○正岡会長 2点ですね。事務局の方から、1点目は、特にハイリスク妊婦ではなくて、正常妊婦の場合の居住区が変わった場合の何か仕組みとかフォローのことでよろしいでしょうか。

○伊藤委員 居住区というよりは、里帰り。

○正岡会長 里帰りですね。札幌市としては、いかがでしょうか。1点、2点ございましたが。事務局、説明お願いできますか。

○事務局（島谷子ども企画課長） 事務局の島谷です。本日の会議ですね、本来、保健所の母子保健の担当が来る予定だったのですが、議会の関係で来れない事情がございまし

て、今日は誰も出席いただいていませんので、私の方から間違っただけをお伝えするわけにもいきませんので、後ほど改めてご回答させていただければと思います。よろしいでしょうか。2点ですね。居住区の関係と、ハイリスク、ミドルリスクの概念についてですね。よろしいでしょうか。

○松本委員 よろしいですか。松本です。

報告書の中で、ハイリスク妊婦として云々というようなことだったけれども、評価報告の中にあるという点のご指摘について、記憶の限りでお話をいたします。

これは、その前、2年前の報告書のところでの記載を受けてということ。検証を受けてということ。その段階では、この当該のお母さんが大変若年で、いろいろな生活上の課題があるということで、当時は特定妊婦という形での認定はしておりませんし、その制度の適用の前ですけれども、保健師さんの方では大変支援が必要な妊婦さんであるということで、札幌市の独自の基準で大変支援が必要だという判断をされていたという経過があります。その点を指しております。用語の定義ということについて、今、手元に資料がありませんので明確ではありませんけれども、そういう経過があるということ。ミドル云々というのは、そこをもう少し広げた形というふうになるかと思っております。

以上です。

○正岡会長 ありがとうございます。正式な回答は事務局の方からということ。よろしくお願いいたします。松本先生、ありがとうございました。

それでは、時間も押してきましたので、次の報告事項に入っていきたいと思います。

「子どもの生活実態調査の調査結果中間報告について」を、事務局よりご説明を願います。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 子ども未来局子どものくらし支援担当課長、木村と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、子どもの生活実態調査の中間報告につきましてご説明を申し上げます。

この調査は、令和4年度に計画期間が満了する「子どもの貧困対策計画」の改定のための基礎資料とするために令和3年度に実施したものでございます。

子ども・子育て会議の委員の皆様には、昨年4月の書面会議におきまして、計画改定については児童福祉部会で審議を行うこと、次期計画の基礎資料とするための調査を令和3年度に実施すること、令和4年度は、調査結果等を踏まえ、計画改定作業を行うことについてお諮りをして、ご了承いただいたところでございます。その後、7月5日と8月30日の2回、児童福祉部会におきまして、実態調査の実施方法等についてご審議をいただきまして、7月以降に実際の調査に着手いたしました。3月2日に、児童福祉部会に調査結果の中間報告をさせていただいたところでございます。本日は、中間報告の内容を中心に概要についてご報告いたします。

資料4-1、実態調査の概要ですが、調査は、①市民アンケート、②支援者ヒアリン

グ、③座談会の三つの方法により実施するものでございます。

1の市民アンケートにつきましては、調査対象が(2)に記載しております2歳、5歳、小2、小5、中2、高2の6年齢として、(4)のとおり、昨年10月から11月にかけて実施をいたしました。

2ページ目、(6)の回収状況をご覧ください。保護者約1万人と子ども約4,500人に調査票を配布いたしまして、合計の回収率は75.1%となっております。

続きまして、支援者ヒアリングにつきましてはですが、資料の4ページに記載しておりますが、官民の関係施設・団体28か所に実施をいたしました。

5ページ目、座談会ですが、(4)に記載しておりますが、当初1月から2月にかけて実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月以降に実施する予定でございます。

次に、資料4-2をご覧ください。市民アンケートの中間報告概要になります。

市民アンケートは、調査項目が多岐にわたりますので、結果の詳細な分析には時間を要することから、今回は中間報告ということで、主立った項目を記載してございます。

まず、1ページ目、調査回答世帯の所得階層分布についてです。資料右側の所得階層区分についてという囲み部分になりますけれども、表のとおり今回の調査では、低所得層Ⅰから上位所得層、五つの所得階層区分に分類をしております。算出方法の詳しい説明については割愛させていただきますが、児童福祉部会でご指摘をいただいている部分もございまして、今後、作成する資料では、より正確で分かりやすい表現にしたいというふうに考えております。

今回の調査による所得階層の分布につきましては、左の円グラフのとおりでございます。中間所得層Ⅱが26.2%と最も多く、最も所得の低い低所得層Ⅰというカテゴリーは11.6%でした。

2ページ目、世帯類型についてですが、世帯をひとり親世帯、ふたり親世帯等に分けて集計したところ、ひとり親世帯は11.1%、ふたり親世帯は87.5%という結果でした。また、右側の帯グラフのとおり、ひとり親世帯の49.1%が低所得層Ⅰということでもございまして、ふたり親世帯に比べて、所得がより低い方に分布しております。

3ページ目、家計の状況についての質問では、世帯全体で赤字の回答割合は15.5%でしたが、ひとり親世帯や所得が低いほど赤字傾向となっております。

4ページ目、経済的な理由により、電気、ガス、水道のいずれかの料金の支払いができなかった経験がある世帯は、全体では4%、ひとり親世帯で割合が高くなっています。

5ページ目、子どもに必要な病院受診をさせなかった経験は、全体で16.4%。これも、ひとり親世帯、低所得層で割合が高くなる傾向にあります。

6ページ目、子どもに聞いた進学に対する希望ですが、世帯全体では約5割が大学以上と回答し、高校までは8.8%。ひとり親世帯で大学以上が相対的に低くなっております。所得階層が高くなるほど大学以上の希望が高くなっております。

7 ページ目は、保護者の方にお尋ねした進学に対する希望ですが、子どもの進学希望とほぼ同じ傾向が見られますが、子どもより若干、大学卒業の割合が高くなっております。

8 ページ目、教育を受けさせるためのお金の準備ですが、世帯全体で最も多い回答が「貯金や学資保険などで準備を始めている」の58.3%でした。ひとり親世帯、そして所得階層が低くなるほど、「時期になったら奨学金を利用する予定」「全く目処がついていない」という回答が多くなっています。

9 ページ目、子ども・子育てについての悩みを相談する相手ですが、回答者のほとんどの方が何らかの相談相手がい、「相談する人はいない」と回答した割合は2.5%でした。ひとり親世帯や所得階層が低い階層では、「相談する人はいない」という回答が増え、社会的に孤立する可能性が高くなると考えられます。

10 ページ目、子ども食堂の利用状況についての設問になります。世帯全体では、「利用する必要がなかった」が約8割を占めましたが、ひとり親、低所得層はそれより低く出ておまして、潜在的なニーズがうかがえるところです。利用していない理由については、特にひとり親世帯、低所得層で「制度やサービスを知らなかった」「利用の仕方がわからなかった」「制度やサービスがなかった」の回答割合が高く、支援につながりにくい傾向がうかがわれます。

11 ページ、無料の学習支援についてですけれども、これについても同じような傾向が見られたところです。

12 ページ、お子さんに聞いた、平日の放課後一緒に過ごす相手ですが、「一人であることがある」と回答した割合は42.9%、ひとり親世帯のお子さんの回答割合が多くなっていますが、所得による違いはほとんど見られませんでした。

13 ページ、新型コロナウイルス感染拡大の家計への影響ですが、複数回答でお尋ねしたところ、「収入が減った」「支出が増えた」「貯蓄が減った」といった影響がそれぞれ1割から2割の世帯で見られました。「あてはまるものはない」というお答えの割合がひとり親や低所得層で小さくなっておりまして、これらの世帯で家計に対する負の影響が大きいということが言えるかと思えます。

14 ページ、感染拡大の子どもへの影響ということで、複数回答でお答えをいただいております。学習、友達付き合い、精神面など複数の回答をいただいた中で、影響の出る項目につきましては、世帯や所得の違いにより、やや異なるパターンを示しているところがございます。

最後、15 ページに、子どもの貧困対策計画の成果指標に関する質問についてまとめております。計画の指標のうち、5年に一度のこの調査でのみ把握できるものについて、平成28年度との比較ということで記載しております。全体的に改善傾向が見られるところがございます。

アンケートの中間報告の概要の説明としては以上になります。詳細なデータについては、資料4-3ということで、分量が多くなっておりますが、添付をさせていただいてい

るところです。

続きまして、資料4-4、実態調査の二つ目として実施しました支援者ヒアリング、意見まとめについてご説明をいたします。1ページ目と2ページ目に概要を記載しております、3ページ目以降は、より詳しい報告となっております。

1ページ目の①支援対象となる家庭の保護者の状況や課題として、ひし形の大きな項目でいきますと、保護者自身の精神疾患、知的障害、発達障害等を抱えている、保護者自身が何らかの問題、困難を抱えている、子どもへの接し方、子育ての仕方が分からない、孤立、相談する相手がいないといった状況が聞かれたところです。

②支援対象となる家庭の子どもの状況や課題としまして、子ども自身の発達の遅れ、疾患がある、学習関係に問題がある、基本的な生活習慣が身についていないなど生活上の問題、情緒の不安定さや愛着の問題、自己肯定感の低さ、未来への夢や希望の持ちにくさといった状況が聞かれました。

③の世帯が抱える課題等としましては、保護者の生育環境に問題があり、問題が解決できず貧困が連鎖している、金銭管理ができない、進学タイミングで金銭に困るといった状況が聞かれたところです。

2ページ目に参りまして、④支援にあたっての課題等では、2行目になりますが、顕在化していないが問題を抱える世帯をつなげる先がない。三つ目のひし形のところに、相談支援機関に対するイメージになりますけれども、相談することへの心理的ハードルが高い人をキャッチできていない。その下の連携体制では、市民団体、NPOと行政のつながりが薄い。居場所の確保として、学習支援や子ども食堂の不足等の意見が聞かれました。

⑤今後必要となる支援では、3行目になりますが、相談に行くことができない人へのアウトリーチ支援を充実させるべき。三つ目のひし形のところで子どもの居場所の広がり、その何行か下になりますけれども、窓口への同行などの寄り添い型の支援といったご意見が聞かれました。

⑥番目として、コロナウイルス感染症への影響ということで、4点ほど記載しております。

以上がヒアリングの聞き取った意見の一部になりますけれども、概要ということで報告をさせていただきます。

報告については以上になりますが、市民アンケートの結果をさらに分析や傾向の把握を行った後に、来年度の早い時期に児童福祉部会に改めて最終報告をさせていただきます。課題を整理した上で、次の子どもの貧困対策計画づくりの作業を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明について何かご質問やご確認のある方がいらっしゃいましたら、リアクションをお願いいたします。

金委員、お願いいたします。

○金委員 金です。

中間報告ありがとうございました。いろいろ興味深い資料であったのでかなり真剣に見たのですが、その中で、13ページとか14ページにあるもので、最近、コロナの影響というものは、どこの国でもかなり大きな影響を与えるということは想定されるものなのですが、その中でアンケートの項目の中に「あてはまるものはない」というところが、あまりにも大きすぎるのですね、5割以上という。そういうデータなのですが、そのデータをどのように解釈すればいいのかと。半分以上の人が「あてはまるものはない」と答えてくれるのですが、その答えについて我々はどのような解釈していくのか、それがすごく気になる場所なのです。そちらの部分で何か説明するものがあれば教えていただけませんか。

○正岡会長 事務局の方からお願いいたします。13ページですね。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 複数回答という中でお答えいただいている中で、「あてはまるものはない」という割合でこういった結果が出たのですが、一つあるのは、先ほどご説明したように、世帯ですとか所得階層でどういった違いがあるのかというところが一つと、あと、コロナウイルスの影響ということで、この調査以外にもいろいろな調査が行われていると思いますので、そちらの方と併せて、この数字の意味合いというのを考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○金委員 ありがとうございます。

○正岡会長 松本先生、追加の説明になりますか。

○松本委員 今、金先生のご質問に関連して、調査票の作成なり調査の実施に関わりましたので、少し、お答えになるかどうか分かりませんが、解説します。

設問の趣旨は、コロナのことで、この感染拡大によって、家計にネガティブな影響があったかどうかという話なのです。あったとしたら何かというふうな設問です。ですので、ほかにもいろいろな影響、ポジティブな影響も含めてあるかと思いますが、それは、要するに聞いておりません。家計にとってネガティブな影響があったかなかったか。「あてはまるものはない」というのは、要するにネガティブな影響がなかったという意味です。逆に、そのほかの「収入が減った」「支出が増えた」「貯蓄が減った」というものを一応ネガティブな影響と捉えて、これは1つの回答もあれば、複数の回答もあるということでもあります。ですので、「あてはまるものはない」という意味かということ、新型コロナウイルスの感染拡大によって家計にネガティブな影響があったかどうかということについて、それはなかったと解釈するということでもあります。

以上です。

○正岡会長 金委員、いかがでしょうか。

○金委員 基本的には、上位所得層に関しては、ほかのデータを見ると、逆に所得が増え



たという、そういうポジティブな結果というものも発表されているので、一応ネガティブのところだけということに絞って項目を設定したということでは理解できました。ありがとうございます。

○正岡会長 ありがとうございます。ほかの方、よろしいでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 支援者ヒアリングの意見まとめというのが、本当に現場の声という形がして、まとめていただいて大変ありがたく思っています。一番最後の9ページで、子ども食堂や子どもの居場所の周知が必要というふうに課題が書いてあると思うのですが、これは、具体的にどのようなことをしていくかというのはもう決まっているのでしょうか。例えば、子ども食堂などは、私、回覧板とかで見るとはありますけれども、それを子どもが実際に見ることがあるのかだったり、小学校とかで資料を配られたりするのかとか、あとは結構子どもたちは検索をすることとか、インターネットを使うことも多いと思うので、それがヒットしないと全く分からないということもあると思うので、どのように具体的にされる予定がありますか。

○正岡会長 事務局いかがでしょうか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 子ども食堂の周知に関しましては、それぞれの運営団体の皆様の方で、いろいろなSNS等を含めて、紙媒体のチラシをまくですとか、そういった形で周知をされているという活動が一つございまして、あと、札幌市としては、ご了解いただいた子ども食堂さんについては、一応、市内でこういう場所があるということで、札幌市のホームページで掲載をしているというところを対応しておりますが、今後、こういった意見を頂戴しましたので、さらにどういったことが必要かというのを、子ども食堂の方、ネットワーク団体もございまして、そちらの方と相談しながら検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○齋藤委員 ありがとうございます。今、新型コロナウイルスで中止にしているところとかもあると思うので、やはり子どもの居場所というのは、これからも確保が必要だと思っているので、ありがとうございます。よろしくをお願いします。

○正岡会長 続きまして林委員、お願いします。

○林（亜）委員 調査ありがとうございました。中間報告の概要の方を拝見していて、12ページのところに、平日の放課後、一緒に過ごす相手がない、一人でいることが「よくある」「ときどきある」という回答の割合がすごく多いのですね。それで、小学生については、ひとり親世帯のお子さんですと、やっぱり親が必ず働いていたりするので、家に保護者がいない場合には、放課後児童クラブを必ず利用されると思うのですね。それで、札幌市は、放課後児童クラブについて、費用のハードルがすごく低いはずなので、費用面、本当に全国に例を見ない低さを誇っている施策なので、ここについて、5年生のところでも利用していない子が多いのはなぜなのかということですね。子どもが行かないとい

う理由などについて、やっぱりもっと分析が必要なのではないかなと。小学生が平日の放課後に一人でいることがよくあるというのは、やっぱり保育に欠ける状態がまだまだ放置されている状況だというふうには受け取れるので、そのことについてしっかり分析をしていただきたいのと、それから、今、コロナの状況で、児童クラブがすごく混雑している中で、保育の自粛などを保護者に求めるという状況はあるのはあるのですけれども、一方で、高学年の子どもに対しては、もう来なくても大丈夫でしょうというような退所勧奨なども行われているということも耳にします。その辺はやっぱり実態をもうちょっと精査していただきたいのと、それから、そういうことが小学5年生の回答に現れているのではないかなということも気になるところです。

先ほど、齋藤委員もおっしゃっていたように、支援者ヒアリングの9ページ、最後のところにも、子どもの居場所の広がりですとか、それから保護者への支援、一番最後の行、子育てをしながら安心して働くことができる環境が必要だと。札幌市では十分に整えて、待機児童がないというふうになっているにもかかわらず、やっぱりこういった課題がまだまだあるということについて、この会議に放課後児童部会もあるので、放課後児童部会でもしっかり議論が必要なのではないかなと思って、招集していただけないかなというふうにもこの調査を拝見して改めて思った次第です。よろしく願いいたします。

○正岡会長 ありがとうございます。ご意見として伺ってよろしいでしょうか。特に事務局からなければ、次の質問の方に行きたいと思いますが。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） はい。

○正岡会長 では、伊藤委員ですね。

○伊藤委員 中間報告ありがとうございました。大変勉強になりました。私からお聞きしたい点がというか、一つ、ちょっと提案になるかもしれないのですが、概要のところの14ページの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響、子どもへの影響についてというところなのですが、先ほどお話にあった、新型コロナウイルス感染症によるネガティブな影響の調査項目ということだったので、子どもへの影響は、学習に支障が出たという点と、生活リズムが崩れたというところと、そこが一番多いところだと思うのですが、一つ、「あてはまるものはない」という項目も非常に興味深いパーセンテージなのですが、一つ、検討の余地があれば、学習面に支障が出た、生活リズムが崩れたということなので、不登校、または学校への行き渋りというのですかね、学校に行きたくないとか、そういった影響があったという割合も付け加えると、またちょっと実態が分かってくるのかなという、検討の余地があればお願いしたいと思うのですが、これ、ひとり親の場合、想像するに、不登校になると学習への支援、登校への支援も必要になってきますし、あとは家計にも大きな影響があると思うので、その点一つ、どのぐらいの割合で、そういった子がいるのではないかなというところで、検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

○正岡会長 ありがとうございます。この件に関しまして、事務局いかがでしょうか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） この調査につきましては、5年に1回ということで、大規模調査ということで完結しておりますので、ご提案いただいた内容につきましてはご意見として賜りますというようなお答えになろうかなと思います。

○正岡会長 ありがとうございます。

それでは、議事進行の時間もありますので、最後、豊田委員からの質問で終わらせていただきたいと思います。

○豊田委員 この支援者のアンケートですね、すごくまとまっていると思います。それで、課題と、それから今後というところがすごく重要なのではないかと考えています。私たちもNPO法人ですので、緊急サポートネットワークという事業を委託受けておりますけれども、そこにも緊急というところで、すごく困っているという電話が来ます。行政や何かにも全部つながっているのだけれども、最後のとりでみたいに電話が来るので、断るわけにはいかなくて、やっぱり私たちの方でも何とかしてあげたいなというふうに思うときに、この支援に当たっての課題のところ、市民団体やNPOと行政のつながりが薄いというところがあると思うのですが、そこで私たちは、そのことを行政と話をするとき、やはり個人情報ということでなかなかそのところを共有できない場面があります。なので、今後、官民協働ということもありますし、そういうところで一緒にやっつけていけるというか、何かできることを考えていくことが一番重要なのではないかと考えていますので、これ、全部、いろいろなところが本当に支援団体として関わっていますので、ぜひ行政の方でも、官民協働というところで積極的に今後考えていただきたいと思いますので。意見です。

○正岡会長 ありがとうございます。

それでは、議事の方を進めさせていただきます。

次の報告事項になります。「ヤングケアラーに関する実態調査について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の藤田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私ども、ヤングケアラーの方は、資料は5-1、5-2になります。

札幌市では、昨年11月から12月にかけて、ヤングケアラーの実態調査を実施しております。調査の実施に当たりましては、調査内容や調査方法などにつきまして、計3回児童福祉部会でご審議をいただいたところでございます。

本日は、配付資料の5-1、概要版にて調査結果の説明をいたします。資料の記載内容については、3月2日、さきの児童福祉部会にて幾つかご意見をいただいているところでございますけれども、スケジュールの都合で意見反映前のものとなっておりますことをご容赦ください。

それでは、1枚目でございます。1枚目は調査の実施概要でございます。

調査の目的としては、ヤングケアラーを早期発見し、支援につなげる仕組みづくりの検

討を行うための資料収集を目的としてございます。

調査の構成は、生徒用として、中高生の生活実態に関するアンケート調査、学校用として、ヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査の二つの調査を行っています。

調査期間は、11月12日から12月10日までとしております。

左下の枠でございます。生徒用の調査について、調査対象は、札幌市立の中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の生徒約5万1,000人でございます。

調査方法は、WEB回答方式で、各学校を通じて生徒に調査依頼文を配布し、配布に当たりましては、教職員の方から生徒へ調査の趣旨等の説明を行わせていただいたところでございます。調査に当たりましては、ご希望により紙媒体の調査票も一部併用してございます。

有効回答数は、中高生合わせて3,844件、回収率は7.5%となっています。

右側の枠は、学校用調査についてでございます。調査対象は全112校で、111校から回答を得ております。

次、2ページ目でございます。ここからは、生徒用調査の結果についてご説明いたします。

画面の上半分が中学生、下半分が高校生の結果となっております。左の円グラフは、自分がお世話をしている家族の有無でございます。「いる」と答えたヤングケアラーは、中学生で4.3%、高校生で4.1%となっています。グラフの右下に四角で囲ってございますけれども、参考までに、国と北海道の調査結果も併せて掲載しておりますが、札幌市におきましても、全国と同程度にヤングケアラーが存在しているものと捉えてございます。

次、3ページ目でございます。

次に、お世話の頻度や生活への影響について見てまいります。左側の棒グラフは、お世話の頻度です。中高生とも「ほぼ毎日」と回答した割合が最も高くなっています。

右側の棒グラフは生活への影響です。中高生とも、上から3番目、「勉強する時間が取れない」、下から三つ目の「自分の自由になる時間が取れない」、その下の「自分が自由に過ごせる場所がない」の割合が高くなっています。

次、4ページ目でございます。

真ん中の円グラフは、相談経験の有無を示したものでございます。相談経験があると回答した方は、中学生で27.1%、高校生で32.4%となっており、高校生で若干割合が高いものの、全体としては約3割程度にとどまっているところでございます。

次、5ページ目でございます。

左側の棒グラフは、お世話について感じていることをまとめたものでございます。上から三つ目までの「やりがいを感じている」「楽しい」「充実している」など前向きに捉えている方がいらっしゃる一方、その下の「身体的につらい」「精神的につらい」「時間的余裕がない」とつらさを感じている方も同程度存在していることが分かります。

右側のグラフは、学校の先生や周りの大人に支援してほしいことをまとめたものでございます。「特にない」と回答した割合が高くなってはございますが、中学生では、上から三つ目の「自由に使える時間が欲しい」、その下の「自分の自由に過ごせる場所が欲しい」が2割弱と高い割合を示しています。高校生では、一番上の「自分の今の状況について話を聞いてほしい」が23.5%と割合が高くなっているところでございます。

次、6ページ目になります。

6ページ目は、ヤングケアラーの認知度でございます。ヤングケアラーという言葉、「聞いたことがあり、内容も知っている」と「聞いたことはあるが、よく知らない」を合わせた回答の割合は、中学生で40.7%、高校生で47.5%となっています。円グラフの右下に、参考掲載している国や北海道の結果と比較いたしますと、札幌市の認知度は高くなっておりますが、これは時間の経過によりまして、その認知度の上昇度と捉えているところでございます。

次、7ページでございます。ここからは、クロス集計による追加分析です。

一つ目は、ひとり親家庭でございます。左側の棒グラフは、家族構成と生活への影響のクロスです。凡例にひとり親家庭、二世帯家庭、三世帯家庭としているところでございます。ほとんどの項目で、ひとり親家庭が他の世帯に比べまして生活への影響を感じていることが分かります。

追加分析につきましては、7ページから10ページにかけて四つの分析を行っていますが、時間の関係上、説明を割愛させていただきます。恐縮でございます。

飛びまして、11ページになります。

中学生へのアンケートの最後は、自由記載についてのまとめでございます。上の枠につきましては、ヤングケアラーに該当する子どもから寄せられた要望や自由意見をまとめています。上から三つ目の丸、ヤングケアラーが生まれる原因は、相談できる大人がいないことや、誰に相談したらよいのか分からないことにあるという意見ですとか、下から二つ目の丸、子どもが家族をサポートするのはとても大変で、気づいてくれる大人がいたらよいという意見。また、一番下の丸では、支援を広げていくのはよいが、怖いので、心配したり、家族のことを詳しく聞いたりほしくないという意見もあったところでございます。

その下の四つの枠には、ヤングケアラーかどうかを問わず、子どもたちから寄せられた意見をカテゴリー別にまとめているところでございます。

次、12ページでございます。ここからは、学校を対象とした調査の結果でございませぬ。

左の円グラフは、ヤングケアラーという言葉の認知度についての回答で、「言葉を知っており、学校として意識して対応している」が28.8%となっています。この意識して対応している学校について、実態を把握しているか尋ねたのが真ん中の円グラフでございます。実態を「把握している」の回答が65.6%となっているところでございます。

次、13ページでございます。

左上の円グラフは、ヤングケアラーの有無を尋ねた結果で、「いる」と答えた学校は44.1%となっています。右側に延びました矢印を進みまして、棒グラフのヤングケアラーの状況では、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」の割合が最も高くなっております。左側の円グラフに戻りまして、ヤングケアラーの有無について「わからない」と回答した学校は39.6%となっています。把握していない理由としては、下の棒グラフですけれども、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」と答えた学校が95.5%と非常に高くなっているところでございます。

次、14ページでございます。

ここでは、ヤングケアラーを学校以外の外部の支援につないだケースについて尋ねておりまして、上の段を左から右に見ると、外部の支援にはつないでおらず、学校内で対応している、一番右ですけれども、というところが63.3%で一番割合が高くなっております。

次に、最後の15ページでございます。

左上の棒グラフは、支援が必要と思われる子どもの状況です。「学校を休みがちである」「精神的な不安定さがある」などの割合が高くなっております。

右側の棒グラフは、支援のために必要なことについてでございます。上位三つは、子ども自身、保護者、教職員がヤングケアラーについて知ることとなっており、ヤングケアラーの理解と認知度向上が支援の基礎として必要であるということが見てとれます。

簡単でございますが、調査の結果については以上となります。よろしくお願ひいたします。

○正岡会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明についての質問、意見なのですが、残りの時間がかなり迫ってまいりましたので、どうしてもというもの一つに限らせていただきます。また、ご意見、ご質問等は別途いただく機会を設けておりますので、そのようにさせていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思っております。

次の報告事項になります。条例第9条第6項の規定に基づき、各部会で決議を行うこととした審議事項について、まずは、認可・確認部会について事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（草野保育推進課長） 保育推進課長の草野でございます。お手元の資料6に基づいてご報告をさせていただきます。

こちら、令和3年度の第3回認可・確認部会を、昨年10月4日月曜日に実施いたしました。審議内容としましては、そちらにありますとおり、ア、認可・確認部会の運営についてということで、このタイミングで、委員の皆様、メンバーが替わりましたので、その中で、部会長の代理者であるとか、そういったものを決議したということでござい

す。

以降、イ、ウ、エにつきましては、通常行っている認可・確認部会の内容と同一でございまして、決議状況としまして、そちらに記載のとおり、教育・保育施設37施設の利用定員の設定、及びイにおいて、認定こども園36件の認可・認定。こちら、既存の幼稚園や保育所が認定こども園に移行することについてのご承認をいただいたというものでございます。

部会の報告としては、以上でございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何かご確認等ございますでしょうか。

では、次に進めさせていただきます。

児童福祉部会の事務局からの報告をお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） 事務局、子ども企画課長の島谷でございます。私の方から、児童福祉部会の決議状況につきましてご報告させていただきます。お時間もあまりございませんので、内容を一つずつ説明するのは割愛させていただきます。

昨年9月15日に開催しました2回の子ども・子育て会議以降行いました児童福祉部会につきまして、第4回、第5回、第6回、裏面に行きまして、第8回までと行ってございます。

そこで、大変申し訳ございません。実は、この後、第9回の部会も3月2日にオンラインで開催しておりまして、そちら抜けていましたので、後ほど資料を差し替えさせていただきます。できればと思います。

3月2日では、今、ご報告させていただきました子どもの生活実態調査の中間結果の報告ですとか、ヤングケアラーの調査結果の報告を説明し、委員の皆様からご意見をいただきますとともに、令和4年度児童福祉施設等の整備計画について承認したところです。そのほか、児童虐待事案の検証についてもご報告させていただきまして、意見をいただいたところです。

以上が、児童福祉部会の決議状況になります。すみません。説明を割愛させていただいています。以上でございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

#### 4. 情報提供

○正岡会長 では、続きまして、最後の議題の方に入っていきたいと思います。

「令和4年度子ども・子育て関連の事業概要説明」について、こちら事務局から、情報提供ですね、よろしくをお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） 引き続き、事務局の島谷でございます。私の方から、今、札幌市で、議会で予算審議しているところですが、令和4年度の札幌市予算の子ども・子育て関連の事業概要につきまして、簡単にご説明させていただきたいと思います。

資料の8の横判、子ども・子育て関連の事業概要をご覧ください。

この資料は、主に新規事業と、事業を拡充したものを拡充という形で示してご紹介します。

一つ目が、各種施設等感染症対策関連といたしまして、新型コロナウイルスへの感染症対策備品の購入などを盛り込んでございます。

その下は、児童心理治療センター、こちらの個室化改修に向けた設計も行う予定でございます。

右に行ってくださいまして、さっぽろ給付金付き再就職支援。こちらでは、感染症の影響により離職などを余儀なくされた求職者を対象とした給付金付き研修などに参加する子育て中の求職者に対して、新たに託児サービス利用料を支給するというものでございます。

その下、生活困窮者自立支援。こちらは、中学生を対象にいたしました学習支援事業、札幌まなびのサポート事業につきまして、通年化を行うというものです。

その下は、障がい者スポーツ普及促進。こちらは、新たに産学官の連携により、子どもたちの障がいの有無を問わない交流・運動機会を創出するというものです。

裏面をご覧ください。

裏面、資料左側ですが、学び・育ちの環境整備といたしまして、学校改築に合わせました児童会館の整備、その下、保育ニーズに対応するための保育所などの整備、その下、学校の老朽化やバリアフリー化を含む学校改築を伴う学校施設整備を行います。予定している施設や定員数につきましては、資料に記載のとおりでございます。

その下でございます。義務教育学校関係。こちら、9年間の義務教育を学ぶ小中一貫校であります義務教育学校につきまして、令和5年4月の開校を目指して整備を進めるというものでございます。

そして右側、まず一つ目が、保育士等処遇改善臨時特例事業。こちら、保育、幼児教育などの現場で働く方々の処遇改善を前提とした各施設への支援を行うというものでして、今年の2月分より実施しているものでございます。

その下、児童虐待予防強化。こちらは、妊娠に関する新たな専用相談窓口の開設に向けた検討を進め、妊娠に関する相談支援体制を強化するというものでございます。

その下、子どもの居場所づくり支援。こちらは、子どもの居場所づくりを担う団体への補助を拡充し、子ども食堂における活動や訪問などによる子どもの見守り体制の強化を図るというものでございます。

その下、ヤングケアラー支援推進についてでございます。こちらは、本来大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもである、いわゆる、先ほどもご報告させていただきましたヤングケアラーを早期発見するとともに、同じような立場や境遇にある方同士が気軽に集い、交流や情報交換し合えるようなピアサポートによる相談支援など、必要な支援につなげる取組というものを新たに実施するというものでございます。



さらにその下、児童養護施設などで働く方々の負担軽減や、児童指導員などの資格取得を目指す人材の確保を目的とした職員雇用に係る補助を新たに実施するとともに、最後、一番下になりますが、学校給食費公会計の計画。こちら、学校の業務負担軽減を目指しまして、2023年4月から給食費を公会計化するためのシステムに着手するというものでございます。

資料8、来年度の子ども・子育て関連の新規のもの、あと拡充するものの主な説明、すみません、駆け足でございましたが、以上でございます。

○正岡会長 ご説明ありがとうございました。

最後の議題になりましたが、何かどうしてもという確認がございましたら。

松本委員、お願いいたします。

○松本委員 時間のない中、発言の機会いただいてありがとうございます。

それで1点、質問、それに付随した意見があるのですが、まず質問から。

ヤングケアラーのところで、先ほどいろいろ意見交換できませんでしたけれども、潜在化しがちな云々とあって、関係職員の研修とありますけれども、この関係職員というのは誰のことを指しているのですか。どういう想定でしょうか。

○正岡会長 事務局お願いいたします。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の藤田です。

関係職員は、行政職員ですとか、子どもとか、ヤングケアラーがケアしているご本人に関わるような関係機関の皆様を指してございます。

以上です。

○松本委員 それが誰なのだろうということなのですか。

意見です。ご検討いただければということで。ヤングケアラーの支援というときに、例えば、学校をベースにとか、子どもに関わる人が念頭に置かれることが多いのです。それはそれで大事なことです。ただ、一つは、ヤングケアラーの存在というのは、ケア役割を担っている子どもの支援が必要だというだけではなくて、家族の中にケアを要する大人、障がいを持つ人、高齢者の方がいるわけです。要ケア。その人のケア、公的なケアが不十分であることが子どもの方にしわ寄せが行っているサインだと考えたときに、もう一つのポイントは、例えば、認知症を患っておられる高齢者の方に対するケアが十分であるかどうかとか、ご病気のお父さん、お母さんに対するケアが十分であるのかどうかということが根本問題であります。そこが大変手薄い中で、子どもの方がケア役割を担うという構造になっていることが一つあるだろうと思います。全てではないと思います。だとすると、子どもの方をサポートするというだけではなくて、子どもがケア役割を担っているということ自体は、家族をサポートする必要があるというサインだと捉えて、大人をケアしている人ですね、そちらの方に対する一つの取組とか働きかけとか、あるいは連携ということが大変重要だと思います。

もう一つは、例えば地域包括であるとか病院のワーカーさんのように大人のケアに関わ

る人が、家族の中に子どもがいるかどうかと。その子どもがケア役割を担うような状況になっているかどうかということに注意を払うということもとても大事です。発見というのは、どうも学校ベースで様子が変わった子どもはいないかということが中心で議論されるように思いますけれども、大人のケアに関わっている人が、ケアを要する大人、例えば高齢者であるとかご病気の方のご家族をケアのリソースとしてどうしても当てにしてしまうところがあるのですけれども、中高生あたりがむしろケアに巻き込まれていないかと。そういうときに、それは子どもを巻き込まないために、大人のケアとして何をすべきか、あるいはそういう場合に子どもの支援者、あるいは学校の先生とどういうふうに連携を取っていかということが動き始めるということが大事であります。

だとすると、仮にそうだとすると、この研修とかフレームワークというのは、子どもに関わる関係者だけでは済まない話になるということになるのです。そのあたりは、国の議論でも落ちがちなのですね。国でもヤングケアラーの支援というのは、ヤングケアラーを早期発見して、ピアサポートにつなぎますという話がメインで、そのこと自体の重要性は否定をするものではなくて、進めなければいけないことですが、家族の中にケアを要する人がいるということが、そのケアが不十分であるということのサインだという見方をもう一つしないと、この問題は解けないというふうになろうと思いますので、先ほどの調査結果も、子どもに聞いて、あなたがケアをしていることを誰が知っているかというときに、あまりほかの人は知らないのですね。せいぜい親戚の人。ということは、子どもに関わっている人が発見するというのは大変難しい。知らないと言っているわけですから。知らないって子どもの方は。それは子どもの相談先を進めましょうではなくて、むしろ大人のケアをしている人が感度を上げるということが一つの大事なルートだと思いますので、この点、意見として述べたいと思います。

ですので、この事業を進めるということは大事ですけれども、子どもに対する啓発とか、子どもをピアサポートにつなぐというふうなことにシフトしてしまっていて、大人の問題が抜ける、あるいは家族を支援するという観点が抜けがちなことであるということは申し上げたいと思います。

以上であります。

○正岡会長 ありがとうございます。支援を対象とする人が誰なのかと。連携する専門職の広がりという視点でのご意見だったと思いますが、事務局から何かございますか。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 本当に貴重な意見、ありがとうございます。

私ども、ヤングケアラーの発生原因が、介護保険関係ですとか、障がいですとか、幼いきょうだいですとか、医療関係とか、いろいろそういった原因があることからヤングケアラーということが発生していると思っておりますので、先生がおっしゃるように、子どもさんだけではなく、いろいろそういったサービスの充実ですとか、そういったことに関係する、広く官民併せての研修の対象にしてまいりたいと思いますので、またよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○松本委員 よろしいですか。ゴールは、子どもに関わっている人が家族のことに感度を上げる、家族の支援をしている人が子どもに対する感度を上げる、その両者がつながる、このフレームワークをつくる、これがゴールだと考えています。

○正岡会長 ありがとうございます。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） ありがとうございます。

○正岡会長 本日は、重要な議題がめじろ押しの中、最初の議事進行に不手際ございまして、非常に急ぐ形となってしまっていて大変申し訳ありませんでした。もうお時間も過ぎているところがございますので、本日の全ての議事はこれで終了としたいと思います。

ここで、事務局にお返ししたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） 正岡会長、どうもありがとうございました。

## 5. 閉 会

○事務局（島谷子ども企画課長） 以上をもちまして、本日の子ども・子育て会議を終了させていただきますが、本日、かなりの議事の多さの割には時間が短かったのを、事務局の方からも大変申し訳ありませんでした。ご発言いただけなかった方が多数いらっしゃるかと思いますので、もしよろしければ、事務局の方にメールなりファクスなどで、今日言えなかった意見、あと質問などお寄せいただければと思います。できましたら、1週間後の3月16日の水曜日までにいただけましたら、本日の会議結果と併せて皆様に文書でご回答させていただきたいと思います。本日、事務局からも回答できなかったところもありましたので、併せて回答させていただきます。

では、本日、お忙しい中、皆様お集まりいただきまして、このドタバタの中で大変申し訳ありませんでした。

以上をもちまして、本日の子ども・子育て会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(会議録について発言者内容確認済み)